I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	この事務は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている(住基法第1条)。 市町村においては、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている(住基法第3条)。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出の受理又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信 ⑤本人又は同一の世帯に属する者その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付(6住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知(ア)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会(8住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更)・個人番号カード等を用いた本人確認 ①庁内の他業務システムとの連携 ②情報行法が表する事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人番号カードの作成の提供等に関する命令(平成28年総務省令第85号。以下「個人番号、日人番号カード、特定個人番号カードの作成の提供等に関する命令(平成28年総務省令第85号。以下「個人番号、日人番号カード、特定個人番号カード、特定個人番号の提供等に関する命令(平成28年総務省令第85号。以下「個人番号、日人番号カード、特定個人番号の上に、特定の提供等に関する命令(平成28年総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人番号カード、特定個人番号の上に、特定の提供等に関する命令(平成28年総務省令第85号。以下「個人番号カード、特定個人番号カード、特定個人番号カード。特定の提供では28年総務省で第85号。以下「個人番号カード省のよりにより、機械に対する事務の委任が認められている。				
③システムの名称	1. 住民記録・印鑑オンラインシステム 2. 住基ネット 3. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ 4. 中間サーバ・プラットフォーム 5. システム基盤(市中間サーバ) 6. システム基盤(団体内統合宛名) 7. システム基盤(個人基本) 8. サービス検索・電子申請機能 ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットのシステム構成のうち、本市の市町村コミュニケーションサーバ(以下「札幌市CS」という。)において管理がなされているため、本評価では、住基ネットの内の札幌市CSを対象とする。				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	札幌市 デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課				
②所属長の役職名	住民情報課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課			
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した	
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		2) 1,000人以上1万人未溢 [30万人以上] 3) 1万人以上10万人未溢		1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
いつ時点の計数か		2020年	10月1日 時点		
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
いつ時点の計数か		2020年	10月1日 時点		
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び全項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が 記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対 策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	- ルの取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・ ³ く。)	・ 移転(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを通じ	た提供を除 []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続	[〇]接続	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	2) 十分であ	入れている	
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	2) 十分であ	入れている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・窓口における届出や証明書交付時の本人確認を厳格に行うとともに、、市外転入時には、転出証明書の記載内容も併せて確認を行う。 ・既存住基システムに入力した特定個人情報の内容に相違がないか、確定前に必ず審査を行う。 ・住民からの届書等は、入力・審査が完了したら、鍵付の書庫に保管する。				
9. 監査					
実施の有無	[〇]自己点検	[〇]内	部監査 [〕外部監査	
10. 従業者に対する教育	∱・ 啓発				
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	る]	2) 十分に行	入れて行っている	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[〇]全項目評価又	は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えら れる対策	[<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠					